



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 6 月 9 日金曜日 第1767号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	515
指定自立支援医療機関の指定.....	515
土地改良区の定款変更の認可（3件）.....	515
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	516
解除予定保安林.....	516

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 516

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 886 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成18年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県旅費システム運用・保守管理業務	愛媛県総務部新行政推進局行政システム改革課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成18年4月1日	株式会社日本旅行 東京都港区新橋二丁目20番15号新橋駅前ビル1号館	11,904,000円	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第 887 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
平成18年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
さわい小児科医院	大洲市中村533番地の1	大洲市中村533番地の1 澤井 稔	精神通院医療	平成18年 6月1日
日本調剤平和通薬局	松山市平和通一丁目5番地14F・フォリスト1階	東京都中央区八重洲二丁目8番1号 日本調剤株式会社 代表取締役社長 三津原 博	精神通院医療 （薬局）	平成18年 6月1日
かしま薬局	松山市常竹甲378番地3	松山市居相三丁目2番6号 有限会社スマイル 代表取締役 大廣 茂代	精神通院医療 （薬局）	平成18年 6月1日
たちばな薬局石手店	松山市石手四丁目3番3号アイビーコート石手1F	松山市石手四丁目3番3号 有限会社たちばな 代表取締役 西原進一郎	精神通院医療 （薬局）	平成18年 6月1日

○愛媛県告示第 888 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。
平成18年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成18年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 890 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、一本松町土地改良区（新名称・一本松土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成18年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 889 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市松神子土地改良区の定款の変更を認可した。

○愛媛県告示第 891 号

松山市久米地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 松山市久米地区土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - (2) 松山市久米地区土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成18年 6 月14日から 7 月11日まで
- 3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第 892 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町麦ヶ浦 422 の 2
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年 5 月26日	特定非営利活動法人 石鎚	津 島 功 明	西条市神拝甲324番地 2 西条市総合福祉センター内	この法人は、精神障害のある人に対して、地域活動支援事業に関する事業を行い、精神障害者の社会復帰、社会参加を推進するとともに、広く市民の精神障害者に対する理解を促進し、福祉の向上に寄与することを目的とする。